

日本学生支援機構 給付奨学金採用候補者 《入学前》自宅外通学月額支給の手続きについて

給付奨学金は自宅通学と自宅外通学とでは月額が異なります。

本校入学前に必要書類を提出し、日本学生支援機構（以下 JASSO）の審査が通った方は、初回振込から自宅外通学の月額が振り込まれます。

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 (多子世帯)	第Ⅳ区分 (私立理工農)
自宅通学月額	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)	9,600円 (10,700円)	0円
<small>※()の金額は、生活保護法による生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、自宅通学扱いの人の金額です</small>					
自宅外通学月額	75,800円	50,600円	25,300円	19,000円	0円



下記の期限までに提出されても書類に不備があった場合は、入学後の審査となります。
賃貸借契約書が下記期限までに手元にない場合は、入学後に申請してください。
入学後でも自宅外通学の申請は可能ですので、分からない場合は、入学後に申請してください。
(4/5 (土) JASSO 予約採用説明会で案内します)

個人間契約等の場合（親戚宅等から通学）、申請前に奨学金担当まで連絡してください。
TEL：06-6474-1644（平日8：45～17：00） 担当：学生支援係 田所・富永

1

申請ができる者の要件

以下の①～④の要件を全て満たす者

- ① 「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」において
給付奨学金が候補者決定となっている者
- ② 給付奨学金の支援区分が第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分・第Ⅳ区分（多子世帯）の者
※第Ⅳ区分（私立理工農）の方は、入学前の申請不可（入学後の申請となります／4月予約採用説明会で案内予定）
- ③ 学生本人が生計維持者と別居（※）し、学生本人の居住にかかる家賃を学生本人または生計維持者が負担していることを証明する書類を提出できること
（※）別居とは、生計維持者の単身赴任等は含まない
- ④ 以下のア～オのいずれかに該当すること

ア.実家（生計維持者いずれもの住所）から修成までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
イ.実家から修成までの通学時間が片道120分以上（目安）
ウ.実家から修成までの通学費が月1万円以上（目安）
エ.実家から修成までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）
オ.その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

社会的養護を必要とする人や独立生計維持者が、学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人が支払いながら通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」を申請することができます。
ただし、「自宅外通学」を証明する書類を不備なく提出することが必要です。

2

提出書類 提出期限 2025年3月12日（水）必着

- ① 給付様式35「通学形態変更届（自宅外通学）」
記入例参照
- ② 自宅外通学証明書類（賃貸借契約書のコピー等）等

借主が学生本人ではない場合や個人間契約の場合などは別途提出する書類があるので注意

「自宅外通学要件確認チャート」で提出すべき書類を確認してください

- ・賃貸借契約書は、「契約期間」「借主および貸主」「入居者」「家賃」「物件の所在地」が確認できるようコピーしてください
- ・重要事項説明書や保証委託契約書は自宅外通学証明書類として受付不可

コピーする箇所が不明な場合は、賃貸借契約書を奨学金担当へ提示してください。

①通学形態変更届（自宅外通学）
記入例を参考に黒ボールペンで記入してください。

②自宅外通学証明書類
自宅外通学要件確認チャート等を確認し、証明書類を提出してください。